

大阪狭山市監査委員告示第9号

平成30年4月4日付けで監査委員に提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（大阪狭山市職員措置請求書）について、平成30年5月31日付け大狭監第2028号により公表したが、別紙のとおり一部訂正したので公表する。

平成30年(2018年)6月6日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

小原一浩

大 狭 監 第 2030 号
平成30年(2018年)6月6日

大阪狭山市長 古 川 照 人 様

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
小 原 一 浩

大阪狭山市職員措置請求に係る監査結果の訂正について

平成30年5月31日付け大狭監第2028号により提出した大阪狭山市職員措置請求に係る監査結果について、一部に誤りがあったため下記のとおり訂正する。

記

訂正箇所

8頁5行目

【正】

その結果、農業振興等につながる経費として、平成29年6月23日に75万円、同年12月22日に75万円の合計150万円が前述力の協定書及び覚書に基づき池之原地区会の預金口座へ振込されている事実を確認した。

【誤】

その結果、農業振興等につながる経費として、平成29年6月23日に75万円、同年10月31日に62万5千円、同年12月22日に12万5千円の合計150万円が前述力の協定書及び覚書に基づき池之原地区会の預金口座へ振込されている事実を確認した。